平成２６年（フ）第３０号
愛知県稲沢市下津片町152番地１
債務者　樋江井正秀
１　決定年月日時　平成26年６月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平井　　朝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月26日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１２１号
愛知県一宮市開明字郷中77―１　エクセルＨＡＭＡＤＡ206号森正巳方、住民票上の住所愛知県一宮市浅井町小日比野字大塚13番地
債務者　森　　賢
１　決定年月日時　平成26年６月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　丹羽加奈絵
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月26日午前11時
５　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第４８６号
京都府木津川市兜台２丁目３番地20
債務者　大越　公徳
１　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉松　裕子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月26日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２２３号
兵庫県西宮市奥畑８番37―103号、前住所兵庫県西宮市高座町14番46―604号
債務者　阪本　良弘
１　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　津久井　進
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月26日午前10時
５　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２６号
福井県敦賀市中央町２丁目７番10―503号
債務者　伊藤　克彦
１　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙辻　俊一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月30日午後３時
５　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第６７１号
名古屋市南区滝春町19番地の１　白水公園ハイツ508号
債務者　加藤　　学
１　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　諸岩　龍弥
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月１日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７６４号
名古屋市東区前浪町６番５―601号　市営前浪荘
債務者　佐藤　年則
１　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　篠原　宏二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月７日午後１時20分
５　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８８３号
札幌市豊平区月寒東３条７丁目３番20号　ドルチェ201号
債務者　岡崎　泰典
１　決定年月日時　平成26年６月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　椎木　仁美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月30日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成26年９月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２１００号
札幌市白石区北郷８条３丁目６番32―305号
債務者　道下　昭二
１　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５１４号
札幌市東区北20条東７丁目１番12号　サニーレジデンス203号
債務者　村上　　徹
１　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５２２号
札幌市東区東苗穂３条１丁目３番45―315号
債務者　石井　則子
１　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５８７号
札幌市北区新琴似11条13丁目６番33号右
債務者　堀川　由美
１　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６０２号
北海道江別市幸町30番地の７　イメージ307―205号
債務者　高木　正子
１　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６０３号
札幌市白石区北郷５条５丁目３番15号　ヴェルディ北郷206号
債務者　米谷　沙織（旧姓山田）
１　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部